

めでいかすどる  
*Médicastre*



「春が来た。」

鶴岡地区医師会

18年4月

新会長あいさつ

## 現場主義、さらなるうちへ

社団法人 鶴岡地区医師会

会長 中目 千之

会員の皆様方へ

このたび、会長職を務めることになりました中目です。よろしくお願いいたします。

現時点での私の考えを以下に述べますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、ご批判いただければ幸いです。

### 1. 品位ある医療

当医師会は、他の医師会に比しかなりの事業を展開しております。しかし、我々一人ひとりが医師として質的に高いレベルになく、また患者さんと良好な信頼関係が構築されていなければ、どんなに事業を展開しても全く意味がありません。まず、はじめにありきは、我々一人ひとりが臨床医としてレベルが高く、患者さんと良好な信頼関係を構築し、その上で、高い倫理観にもとづいた品位ある医療をする、そういう医師の集団を作り上げることだと思います。そのために医師会はなにをなすべきか。高い倫理観にもとづいた品位ある医療、これをコンセンサスとして共有するところから、我々は出発したいと思います。

### 2. 未来から現在を考える

5年後、10年後に現在よりも立派な医師会の姿を見たい。そのために今なにをなすべきか。つまり、中期的には5年後、長期的には10年後というふうに未来に、思考の基点をおき、そこから今をふりかえり、なにをなすべきか、どのような布石を打っておくべきかを考える。それはまず人を育てることです。将来の医師会を担ってくれるであろう若い先生方に積極的に医師会役員とし

てはいただいき、医師会の事業を理解してもらい、花開いてもらう。職員に関しても、将来の幹部候補生を選び、人を育てられる課長、人を動かせる課長、医師会全体を考えられる課長を一人でも多く育てる必要があると思います。これまでは、在宅サービスセンター、湯田川温泉リハビリテーション病院、みずばしょうと施設を作ってきましたが、今の医師会は物（施設）作りから人作りへの転換期にさしかかっている時期だと考えます。本当の意味での、組織の財産は「人」です。

### 3. 成熟した本物の組織へ

基本理念をかかげ、品位ある医療をおこなう組織が、B級に甘んじるわけにはいきません。常に会員の先生方への配慮を持ち、問題を提起し、迅速な解決能力を持つ。また、公益法人として、法的に不備がないように整備し、組織というより一回者としても本物の組織、会社とした形にしなければなりません。今年からは、外部評価委員会なるものを設置します。医師会としては乳児から高齢者まで鶴岡市民に対し、なにができるかという立場から、事業を展開していきたいと考えています。

### 4. 衆知を集め、それを生かす

本来、医師会は会員の皆様が自由闊達に意見を述べる場であります。しかし、これまでは、十分にその機能は果たしておりませんでした。今後は、できる限り会員の皆様に医師会事業の中で問題を提起し、皆様のご意見やご批判を拝聴し（衆知を集め）、それらのご意見を生かす形で物事を決

定する、そのような形で進めていきたいと思っております。会員の皆様と医師会執行部との距離を少しでも縮める努力を引き続き行なっていきます。意見の多様性こそが組織の力を高めると信じていますので、今後、我々の提起する問題に対し、会員の皆様の自由で活発な意見を広く求めたいと考えております。

## 5. 明るく 楽しく 厳しく

私は医師会活動を明るく、楽しく行なっていきます。ただ、明るく、楽しく活動することと、物事をルーズに決めることは全く別です。討論、決定は厳しく行なわないと、あとで批判されたり、恥をかくこととなります。「明るく、楽しく、(討論は) 厳しく」をモットーにします。

## 6. 現場主義、さらなるうちへ

はじめに申しあげましたように、当医師会の事業の展開はすさまじく、4月1日現在での職員数は356名(内、正規職員316名)に達しております。各事業を円滑に行なうためには、私をはじめ各担当理事が可能な限り現場に赴き、現状を把握しておくことがまず大前提となります。この可能な限り現場に立つ、という現場主義に本腰を入れないと、正しい指導や判断、人事は到底出来ません。今後、我々に要求されるのはこの現場主義であり、さらなるうちへ入る覚悟が必要であります。

## 7. 最後に

今まで述べてきましたことは、医師会、また私自身にとって高い目標です。実現にじかかんがかかるものもありますし、評価が出てくるまで時間を要するものもあります。しかし、目標をもたないことは、志なきことであり、それは日々を無為に過ごすこととなります。

高い目標を持ち、志を持って、努力する以外に、医師会にとっても、私にとっても成長する方法は他にないのです。一番変わらなければならないの

は私であり、一番修行しなければならないのは私です。それは、今後、組織のリーダーとしてその資質を厳しく問われる局面が何度となく来るからです。だからといって、悲観的になることなく、明るく、楽しく、厳しく会員の皆様のご協力のもとに、この伝統ある鶴岡地区医師会を運営していきたいと思っております。

人生は一度しかないものだから、充実した日々で埋め尽くしたいものです。

## 平成18年度 鶴岡地区医師会役員

会長	中目千之								
副会長	三原一郎	土田兼史							
理事	鈴木伸男	竹田浩洋	伊藤末志	中里純					
	石原良	上野欣一	福原晶子	中村秀幸					
	岡田恒人	横山靖							
監事	斎藤慎	斎藤憲康	本田学						
議長	黒羽根洋司								
副議長	五十嵐裕								

### 退任の先生 長い間ありがとうございました。

#### 齋藤 壽一 先生

S 6 2. 6 ~ H 3. 3	監事就任	2期4年
S 6 3. 4 ~ H 6. 3	県医代議員	3期6年
H 3. 4 ~ H 1 4. 3	副会長就任	6期11年
H 6. 4 ~ H 8. 3	県医理事	1期2年
H 8. 4 ~ H 1 4. 3	県医常任理事	3期6年
H 1 2. 4 ~ H 1 4. 3	日医予備代議員	1期2年
H 1 4. 4 ~ H 1 8. 3	会長就任	2期4年
H 1 4. 4 ~ H 1 8. 3	県医代議員	2期4年

その他多数

#### 滝沢 元 先生

H 1. 4 ~ H 3. 3	監事就任	1期2年
H 2. 4 ~ H 4. 3	県医予備代議員	1期2年
H 3. 4 ~ H 1 4. 3	理事就任	6期11年
H 4. 4 ~ H 1 2. 3	県医代議員	4期8年
H 1 4. 4 ~ H 1 8. 3	副会長就任	2期4年
H 1 4. 4 ~ H 1 8. 3	県医代議員	2期4年

#### 丸谷 紘一 先生

H 1 2. 4 ~ H 1 8. 3	監事就任	3期6年
---------------------	------	------

#### 佐久間 豊明 先生

H 1 4. 4 ~ H 1 8. 3	監事就任	2期4年
---------------------	------	------

新任の先生　　よろしくお願ひ致します。

理事　　岡田恒人先生

監事　　斎藤憲康先生

議長　　黒羽根洋司先生

副議長　五十嵐　　裕先生

## 第83回 定時総会議事録

平成：18年3月23日（木）18:30～

場所：医師会3階講堂

**本田議長**：定刻になりましたので鶴岡地区医師会第83回定時総会を開催いたします。資格確認をお願いいたします。

**佐藤局長**：それでは資格確認についてご報告いたします。会員総数187名、内6：30分現在で出席されている方は27名、委任状を提出されている方は128名、合計155名、よって定款の改正に必要な3分の2以上の出席を得ておりますので、本総会は成立いたしました。以上です。

**本田議長**：本会は成立いたしました。それでは続きまして会長挨拶をお願いいたします。

**齋藤会長**：お晩でございます。ご多忙の中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。今日の第83回定時総会は役員を選任の件、そして平成17年度補正予算案、平成18年度の医師会事業計画、会費賦課、予算案、それから固定資産廃棄処分承認、定款の一部改正をご討議いただき、ご承認をいただきたいと思いますと思っているわけでありまして。医師会諸事業は、幸い先生方のご協力、ご支援をいただきまして順調に推移しております。殆どが予算案のレベル若しくはそれ以上の実績を積んでおります。本当にありがたいことだと思っております。昨今話題になっております、福島県の産婦人科医の逮捕の件はやり過ぎではないかという思いもございます。いろいろな情報が飛び交っております。我々が考える上で何が困っているかといいますのは、正確な情報が中々出てこないということでありまして。理事会でもこの問題に関して話し合いを持ちました。なるべく多く正確な情報を得て、なんらかのアクションを起こすという予定にはなっておりますが、現在は結論を出すに至っ



ておりません。本日の日経新聞にもございましたが、いわゆる市民の方の考えも割れておりますし、医師の中でも多少異なっている部分があるのかなと思っております。新役員を持って精力的な情報の入手とディスカッションを重ねてこの問題を対処していただきたいと思っております。本日はご覧の次第のようにたくさんの議題がございますので、簡単にご挨拶を申し上げますが、この3月を持ちまして役員4名が辞任することになりました。個人的な話で申し訳ありませんが私のことを話しますと、役員を19年やってまいりました。長くなりますと、やはりアイデアの数や情性に流されるなど様々な問題が出てきますので、この辺で卒業させていただき、次期の役員選挙には立候補しないということにいたしました。今後は新役員が、かなり規模は大きくなりましたが、187名の会員の皆様、360人の職員の方々と手を取り合って進んでいただければと思っております。今日は多くの案件をよろしくご審議いただきましてご承認いただければと思います。どうもありがとうございました。

**本田議長**：ありがとうございました。続きまして

議事録署名員の選出を行ないます。どなたか立候補される方はいらっしゃいませんか。いないようですので議長から指名させていただきます。黒羽根洋司先生、伊藤克彦先生よろしくお願ひします。それでは議事に入ります。

**本田議長**：鶴岡地区医師会役員任期満了につき改選の件について検討したいと思ひます。会長候補者1名、副会長候補者2名、理事候補者10名、監事候補者3名、議長候補者1名、副議長候補者1名、裁定委員候補者11名、公募者の定数と立候補者数が同数のため投票せず当選としたいと思ひますがいかがでしょうか。賛成の方は挙手お願ひします。

挙手多数により承認されました。続きまして平成17年度補正予算案承認の件について、最初に一般会計補正予算案についてよろしくお願ひいたします。

**中里理事**：原案により説明（略）

**本田議長**：どうもありがとうございます。何か質問等ございませんでしょうか。それでは鶴岡准看護学院事業会計補正予算案についてお願ひいたします。

**中村理事**：原案により説明（略）

**本田議長**：どうもありがとうございます。何か質問等ございませんでしょうか。それでは続きまして健康管理センター事業会計補正予算案についてお願ひいたします。

**鈴木理事**：原案により説明（略）

**本田議長**：どうもありがとうございます。何か質問等ございませんでしょうか。それでは続きまして指定訪問看護ステーション事業会計補正予算案についてお願ひいたします。

**土田理事**：原案により説明（略）

**本田議長**：どうもありがとうございます。何か質問等ございませんでしょうか。それでは続きまして指定訪問入浴介護事業会計補正予算案についてお願ひいたします。

**土田理事**：原案により説明（略）

**本田議長**：どうもありがとうございます。何か

質問等ございませんでしょうか。それでは続きましてケアプランセンターふきのとう事業会計補正予算案についてお願ひいたします。

**土田理事**：原案により説明（略）

**本田議長**：どうもありがとうございます。何か質問等ございませんでしょうか。それでは続きまして管理会計補正予算案についてお願ひいたします。

**中里理事**：原案により説明（略）

**本田議長**：どうもありがとうございます。何か質問等ございませんでしょうか。それでは続きまして湯田川温泉リハビリテーション病院・医師会事業会計補正予算案についてお願ひいたします。

**竹田理事**：原案により説明（略）

**本田議長**：どうもありがとうございます。何か質問等ございませんでしょうか。それでは続きまして介護老人保健施設みずばしょう事業会計補正予算案についてお願ひいたします。

**中目副会長**：原案により説明（略）

**本田議長**：どうもありがとうございます。平成17年度補正予算案について何か質問等ございませんでしょうか。それでは平成17年度補正予算案承認の件についてお諮りいたします。賛成の方は挙手お願ひいたします。

— 挙 手 多 数 —

平成17年度補正予算案は承認されました。

**本田議長**：続きまして、平成18年度鶴岡地区医師会事業計画（案）承認の件について、お願ひいたします。

**中目副会長**：2番「地域保健医療計画への協力」の中で（12）に介護予防事業等地域支援事業の推進とありますが、これは皆さんご存知の様に、介護保険が大幅に変わって、国の政策で予防給付を行なうことが決まっていますので、それに関する事業に協力し推進しようということです。8番「ケアプランセンターふきのとう事業の充実」ですが、ケアプランセンターふきのとうを昨年の秋に作りま





したが、今度はここに在宅介護支援センターが入りまして、介護予防にも協力しようということになっています。12番に「有識者による事業評価会議の開催」が新しく入りますが、先程会長の話にもありましたように、従業員が360程の大きな組織になりましたので、経営、労務管理、更には利用者による評価を含めた当地区医師会の事業を外部の有識者によって評価していただくということがあります。15番「診療情報の提供及び個人情報保護に関する体制の確立」には(3)個人情報保護法に基づいた情報の安全管理体制の確立とありますが、これは今年度から医師会の中では実施しております。その他は従来通りとなっております。

**本田議長：**どうもありがとうございました。何か質問等ございませんでしょうか。

**黒羽根洋司先生：**12番の「有識者による事業評価会議の開催」についてですが、具体的なメンバーというのはどのように考えているのでしょうか。

**中目副会長：**現時点でのことですが、当地区医師会と同じように介護保険上の組織を持っているような複合体の経営者、その事務担当、銀行の財務担当のような方、社会保険労務士などを中心として構成していきたいと思っております。

**本田議長：**その他、質問等ございませんでしょうか。

ないようですので平成18年度鶴岡地区医師会事業計画(案)承認の件についてお諮りいたします。賛成の方は挙手お願いいたします。

— 挙手多数 —

平成18年度鶴岡地区医師会事業計画(案)は承認されました。

**本田議長：**続きまして平成18年度鶴岡地区医師会会費賦課(案)承認の件についてお願いいたします。

**中里理事：**原案により説明(略)

**本田議長：**それでは平成18年度鶴岡地区医師会会費賦課(案)承認の件についてお諮りいたします。賛成の方は挙手お願いいたします。

— 挙手多数 —

平成18年度鶴岡地区医師会会費賦課(案)は承認されました。

**本田議長：**続きまして平成18年度予算(案)承認の件について、最初に一般会計収支予算書についてよろしくお祈りいたします。

**中里理事：**原案により説明(略)

**本田議長：**どうもありがとうございました。何か質問等ございませんでしょうか。

ないようですので続きまして鶴岡准看護学院事業会計補正予算案についてお願いいたします。

**中村理事：**原案により説明(略)

**本田議長：**どうもありがとうございました。何か質問等ございませんでしょうか。

ないようですので続きまして健康管理センター事業会計収支予算書案についてお願いいたします。

**鈴木理事：**原案により説明(略)

**本田議長：**どうもありがとうございました。何か質問等ございませんでしょうか。

ないようですので続きまして指定訪問看護ステーション事業会計収支予算書案についてお願いいたします。

**土田理事：**原案により説明(略)



**本田議長**：どうもありがとうございました。何か質問等ございませんでしょうか。

ないようですので続きまして指定訪問入浴介護事業会計収支予算書案についてお願いいたします。

**土田理事**：原案により説明（略）

**本田議長**：どうもありがとうございました。何か質問等ございませんでしょうか。

ないようですので続きましてケアプランセンターふきのとう事業会計収支予算書案についてお願いいたします。

**土田理事**：原案により説明（略）

**本田議長**：どうもありがとうございました。何か質問等ございませんでしょうか。

ないようですので続きまして管理会計収支予算書案についてお願いいたします。

**中里理事**：原案により説明（略）

**本田議長**：どうもありがとうございました。何か質問等ございませんでしょうか。

ないようですので続きまして湯田川温泉リハビリテーション病院・医師会事業会計収支予算書案についてお願いいたします。

**竹田理事**：原案により説明（略）

**本田議長**：どうもありがとうございました。何か質問等ございませんでしょうか。

ないようですので続きまして介護老人保健施設みずばしょう事業会計収支予算書案についてお願いいたします。

**中目副会長**：原案により説明（略）

**本田議長**：どうもありがとうございました。何か質問等ございませんでしょうか。

**黒羽根洋司先生**：補助金収入に日本郵政公社とありますが、これはどういうものでしょうか。

**中目副会長**：福祉車両購入のためのものです。

**黒羽根洋司先生**：補正予算を見ると申請した補助金が下りなかったということだが、今回は補助金が下りるといえることですか。

**中目副会長**：今年度はそれを見込んでいます。

**黒羽根洋司先生**：わかりました。その他に申請す

るということはないのですか・

**中目副会長**：ありません。

**本田議長**：どうもありがとうございました。何か質問等ございませんでしょうか。

それでは次の収支予算書案総括表について何かご質問等ございませんでしょうか。

ないようですので平成18年度予算（案）承認の件についてお諮りいたします。賛成の方は挙手お願いいたします。

— 挙手多数 —

平成18年度予算（案）は承認されました。

**本田議長**：続きまして、固定資産廃棄処分承認の件についてお願いいたします。

**中目副会長**：原案により説明（略）

**本田議長**：どうもありがとうございました。何か質問等ございませんでしょうか。

ないようですので固定資産廃棄処分承認の件についてお諮りいたします。賛成の方は挙手お願いいたします。

— 挙手多数 —

固定資産廃棄処分は承認されました。

**本田議長**：続きまして、鶴岡地区医師会定款一部改正の件についてお願いいたします。

**佐藤局長**：定款変更の内容は理事の定数改正でございます。現在、理事の定数は定款第8条で10名となっておりますが、これを議案の通り2名増員し、12名とするものであります。変更の理由は、当会の事業は近年、急速に発展拡大してまいりまして先程のご説明の通り、予算規模も平成18年度は全体で9会計、予算総額32億700万円、職員数に至っては3月現在でパート職員を含め340名を数えるに至っております。これらの事業を従来10名の理事が責任分担し、所掌してまいりましたが、何分事業が拡大したということ、それから近年は行政側の要請による委員や協議会の役員としても理事が委嘱される場合が多く、1人の理事が負担、監督する範囲も限界が来ているのではないかとというふうに考えら

れます。更に次年度からの課題といたしまして、例えば先般の羽越線列車転覆事故を踏まえまして、今後当地方においてあのような災害が起きた場合、当医師会でどのような対応をしたらよいのかなどの課題があるわけです。また、介護保険法の改正によりまして、市役所から委託される介護予防事業の実施、更には障害者自立支援法に対する対応などにも取り組まなければいけません。従いまして今後地域医療に貢献し、更に福祉の向上を目指すためにはどうしても当会の体制を強化したいということがございます。尚、この定款変更につきましては山形県知事の許可が必要になりますので、現在県と事前協議中でございます。その認可が下り次第、この改正が施行されるということになるかと思っております。

**本田議長：**どうもありがとうございました。何か質問等ございませんでしょうか。

ないようですので鶴岡地区医師会定款一部改正の件についてお諮りいたします。賛成の方は挙手お願いいたします。

— 挙 手 多 数 —

鶴岡地区医師会定款一部改正は承認されました。

**本田議長：**続きまして、協議に入りたいと思っております。何か協議事項はございませんでしょうか。ないようですので新役員を読み上げたいと思います。平成18年度より、鶴岡地区医師会長、中目千之先生。副会長、三原一郎先生、土田兼史先生。理事、鈴木伸男先生、竹田浩洋先生、伊藤末志先生、中里純先生、石原良先生、上野欣一先生、福原晶子先生、中村秀幸先生、岡田恒人先生、横山靖先生。医師会監事、斎藤慎先生、斎藤憲康先生、本田学。議長、黒羽根洋司先生、副議長、五十嵐裕先生。裁定委員、田宮長二先生、萩原満先生、斎藤俊弘先生宮原、祝子先生、島大先生、石黒栄一先生、中村純先生、岡田穆先生、今野裕先生、五十嵐博之先生、丸谷紘一先生。以

上です。それから、今回で私も議長職を辞することになります。至らない所をお詫び申し上げます。次回は黒羽根先生の名議長を期待しております。最後に次期会長挨拶をお願いいたします。

**中目副会長：**本日、次期会長に選出されました中目と申します。時間が押し迫っておりますので簡単にご挨拶申し上げます。今の医師会は、会員のための医師会という部分と、会社と言いますか、組織としての2つの面があると思っております。会員の皆様方の良き医師会の部分についてはこれまで若干役員と会員との間に距離がありまして、中々いろんなことがあっても会員の皆様の参加が今ひとつということがありました。今後はイベントを含めましていろんなことをやって行きたいと思っております。是非一層の参加をお願いしたいと思います。それから組織の部分については、これまでは大体5年サイクルで在宅サービスセンター、湯田川温泉リハビリテーション病院、みずばしょうと、ものづくりでやってきましたが、組織の財産というのは人であると思っておりますので今後は人づくり、教育を含め職員のモチベーションの高さを出してがんばっていきたく思いますのでどうぞご指導の程よろしくお願いいたします。



**本田議長：**それでは鶴岡地区医師会第83回定時総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後7時45分 閉会)

## 総会懇親会（喜寿祝賀会並びに永年勤続者表彰式）

日時：平成18年3月24日（金）

場所：ベルナール鶴岡

恒例の総会後の懇親会と喜寿祝賀会並びに医院永年勤続者表彰式が、3月24日午後6時30分からベルナール鶴岡にて開催されました。

始めに齋藤会長より挨拶を頂き、その後喜寿会員への賀詞、記念品の贈呈と永年勤続者表彰が行なわれ、喜寿を迎えられた福原美和子先生、永年勤続者を代表して島眼科医院の布川周子様よりご丁寧な感謝のことばをいただきました。

会員出席者数が年々減少の傾向にある中、出席された35名の会員の先生方からは大いに祝賀の宴を盛り上げていただき、大変盛会でありました。次回はより多くの先生方より出席いただき、更に会を盛り上げていただければと思います。

今後とも先生方のご長寿を祈念し、従業員の方々のますますのご活躍をお祈り致します。

（庶務課 佐藤洋介）

### 【喜寿を迎えられた会員】

福原 美和子 先生 藤吉 欣也 先生

### 【永年勤続者表彰受賞者】

島眼科医院	佐藤 律子 様	鶴岡地区医師会	佐藤 竹代 様
島眼科医院	布川 周子 様	鶴岡地区医師会	石塚 満 様
島眼科医院	佐藤 玲子 様	鶴岡地区医師会	佐藤 幸子 様
島眼科医院	青山 典子 様		



## 福島県立大野病院の医療事故問題

### ＜ 当地区医師会理事会における

### 経過と対応 ＞

社団法人 鶴岡地区医師会

会 長 中 目 千 之

この事件の経緯は日本医師会のホームページに詳細に記されている。はじめに概略を述べます。

平成16年12月17日、癒着胎盤剥離後の大量出血のため不幸にも29才の女性が亡くなりました。平成17年3月22日、福島県は遺族に謝罪し、加藤医師に対し懲戒処分を行った。平成17年4月より福島県警が捜査を開始、9月に終了。しかし、平成18年2月18日福島県警は加藤医師を突然逮捕、拘留した。被疑事実は1)業務上過失致死の疑い 2)医師法違反(医師法21条、異状死の届出義務違反)である。

このように、突然の逮捕であったこと、被疑事実が医療従事者にとって到底納得のゆくものでなかったことなどから、すでにご存知のように、全国でこの問題に対するの討論が行われるに至った。当地区医師会でもこの事件について、理事会で三度討論され、さらに役員メーリングリスト上での討論も行われた。また、当地区の医師が参加しているメーリングリスト(TMC-ML)で、勤務医の先生方との意見交換も活発に行われた。

理事会での各先生方の意見では、当地区医師会でも声明文(あるいは抗議文)を出すべきとの意見と、情報が十分に得られていない段階での行動は、むしろ今後の医師と患者さんとの信頼関係に悪影響を与えることから、慎重にした方がよいという意見に二分された。また、論点を1)逮捕されたこと、2)異状死の解釈、定義、3)医師の過失の三点に整理し、1)、2)に関しては現時点でも抗議すべきであるが、3)に関しては裁判での証拠や新しい事実が提供されてから判断すべきとの意見も出された。このような討論が行われているさなか、日本医師会と山形県医師会から声明文が出された。両声明文を吟

味、熟読した結果、両声明文の内容は、我々がこれまで討論してきた問題点に対し、明確な視点から記述されていると判断し、これらに敬意を払って、当地区医師会での声明文はこれらに委ねることとした。しかし、この事件はこれまでの医療過誤、医療事故と異なり、逮捕という行為は、百歩譲って今後の司法の判断に委ねるとしても、定義があいまいな異状死の届出義務違反を逮捕理由のひとつとしたことや、一人医長として過酷な労働条件の下で働いている勤務医の実態など、多くの問題点を世に問うた事件であり、そのため、多くの医療従事者からの支援、共感、あるいは憤りを世に示す異例の展開となった。今回、医師会として、会員一人ひとりの先生方に直接この問題に関して、広く意見を拝聴するまでには至らなかったが、今後、あらゆる問題に対し、いち早く対応し、場合によっては会員の先生方に広く意見をお伺いし、見識の高い医師会にしていきたいと思っております。最後に、わが子を、胸に抱くことを夢見ながら、夢かなうことなくお亡くなりになりました患者様と、そのご遺族の皆様方に心からお悔やみ申し上げます。

### ＜ 事件の経緯と日医の対応 ＞

日本医師会

常任理事 藤 村 伸 (18.3.24)

**事件の経緯**：平成16年12月17日、当時29歳の経産婦が前置胎盤のため帝王切開により出産。その際、癒着胎盤を認めたため執刀医である加藤医師が癒着剥離を試みたが、大量出血を起こしたので子宮摘出を行なった。しかし、最終的に救命できず、母体死亡に至った。なお、加藤医師は術前に5単位の保存血を準備し、子宮摘出の可能性を説明したが患者さんは子宮温存を希望したという。

平成17年3月22日、県立大野病院・医療事故調査委員会が民事解決を視野に入れて、執刀いは有責であるという報告書を公表した。これを受けて福

島県は遺族に謝罪し、加藤医師に対し懲戒処分（減給）を行なった。

平成17年4月より、福島県警が捜査を開始、カルテなど証拠資料を押収すると共に、任意の事情聴取が断続的に続いた。平成17年9月頃、事情聴取は終了し、以後5ヶ月間何の連絡もなく経過した。

平成18年2月18日、福島県警が加藤医師を突然、逮捕・勾留した。被疑事実は①業務上過失致死容疑 ②医師法違反（医師法21条、異常死の届出義務違反）である。

平成18年3月10日、福島地検が福島地裁に、加藤医師を起訴した。

**日本医師会の対応：**事件発生当初より、福島県医師会、日本産婦人学会、日本産婦人科医会などからご報告、情報提供を戴き、日本医師会としては重大な関心を持って調査を開始した。弁護士を現地に派遣して、病院あるいは加藤医師の弁護人に接触、あわせて報道姿勢、市民の反応などを聞き取り調査して、事実確認に努めて来た。

平成18年3月14日、調査結果を全理事会に報告。事件の詳細を引き続き調査すること、その上、慎重な対応が必要であることを確認した。

平成18年3月22日、記者会見を行い、日医の見解を公表した。本事件は「1人の産婦人科医の問題に止まらず、分娩機関あるいは産婦人科医の減少傾向にも拘わり、地域医療に与える影響が非常に大きい」として類似事件の再発防止を目指した方策・仕組みづくりを検討する姿勢を明らかにした。

**事件の問題点：**①産婦人科医の逮捕・勾留について、当面、事実関係を踏まえ令状を発付した裁判官の判断を否定するものではないが、事故後に調査委員会および当局の捜査に対し、産婦人科医、その他の病院関係者が真摯に協力してきた経緯を踏まえると、本件産婦人科医の身柄拘束は極めて残念である。

②業務上過失致死容疑について、日本産婦人科学会、日本産婦人科医会など専門団体の見解を参考にすれば、加藤医師が個人的に責任を負わなければならない理由は認められないと思われる。周産期医療に関する科学的・医学的根拠に基づいて、的確・公正な司法判断がなされることを期待するものである。

日本医師会としても全面的にバックアップしていく必要があると考える。

③医師法21条による異常死の届出義務違反容疑について、「都立H病院事件」に関する平成16年4月13日の最高裁判決にも拘わらず、診療行為における業務上過失致死等の罪責を問われる恐れのある医師に本条を適用することは憲法違反の疑いが強いとする見解・議論が相次いでいる。その1つとして、日医総研の尾崎主任研究員が平成16年10月15日に発表したワーキングペーパーに詳細な分析がある。また、この最高裁判決は「異常死」の定義を示したものでないため、依然として「異常死」の解釈が不明確である。このため、臨床現場においては、本条による届出義務の範囲について疑問の声が強いのが実情である。このことは日本法医学会の異常死ガイドライン（1994年）、日本外科学会ガイドライン（2002年）等、21条を巡りさまざまな解釈論や取り組みがされていることにも顕著にあらわれている。このような医療刑罰法規の解釈があいまいであるという状態は、早急に解消されなければならない。

本年3月16日、参議院厚生労働委員会において、厚生労働省の松谷医政局長、警察庁の縄田刑事局長が医師法21条は犯罪捜査に協力するために届出を義務付けたものと明言し、1990年に厚生省が異常死は死体を検案した医師が病理学的でなく法医学的に、個別に判断するものとした解釈集に従っている。また、2000年国立大学医学部長会議・常置委員会ならびに厚生労働省のリスクマネージメントスタンダードマニュアル作成委員会の報告書によると、医療過誤による死亡・障害が発生したり、その疑いがある場合は速やかに所轄警察署に届け出るよう求めている。

つまり、医療過誤と医療事故とは明確に区分されなければならない。「都立H病院事件」は明らかに医療過誤である、「福島県立病院事件」はそれとは異にするものとするものとする。

**日本医師会としての今後の施策：**①原因究明・再発防止のために、医療事故の第三者機関への効果的な報告制度を本格的に制度設計すること。②医師法2

1条の解釈を確立するために、中立的専門体制を整備し調査検討を行なうこと。③診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業の全国展開を急ぎ、制度改正につなげること。上記3点を実現し、必要があれば立法提言を含め可及的速やかに、見解・提言をまとめる必要がある。日本医師会としては、このような問題のために、会員の医療への情熱が損なわれることがないように、会員の正当な権利を守るために最大限の努力をしていく所存である。

## < 声 明 文 >

山形県医師会理事会 (18. 3. 30)

はじめに、今回の件でお亡くなりになられた方、そしてご遺族の皆様方に深甚なる哀悼の意を捧げます。

福島県立大野病院に勤務していた産婦人科医師が、平成16年12月17日に起こった帝王切開中の大量出血により患者さんが死亡した件に関して、平成18年2月18日、業務上過失致死罪および異状死の届出義務違反で逮捕、起訴されました。

業務上過失致死罪について、「血管が密集しているところを無理にはがし大量に出血、その結果死に至らしめた。之は予見できたはずで、予見する義務があり、判断ミスである」 また、「異状死を24時間以内に届けなかったのは医師法違反」 更に「罪証隠滅の恐れがあり逮捕、拘留した」と報道されております。

一方、起訴された医師は調べに対して「最善を尽くした」と供述し、自己の過失について否認していません。また、日本産婦人科学会・日本産婦人科医会はじめ、多くの産婦人科医も、大出血の原因となった癒着胎盤の予測は極めて困難であり、不幸な事故ではあっても、過失とまでは判断できないとの意見を表明しております。

当該医師は事故後直ちに病院管理者に届け、病院

外の医師による調査委員会で検証され、遺族に対する謝罪も行われたと聞いております。このような例を異状死と判定するか否か関係団体で見解が異なる中、届け出る必要がないと判断した病院管理者ではなく、病院管理者に届け出た当該医師を逮捕した不合理的と共に、異状死定義の法的整備を行ってこなかった関係者に憤りを禁じえません。

調査委員会は、手術中のマンパワー不足も問題にしておりますが、分娩という産科医療の特殊性に何ら配慮せず、当該医師を1人医長という過酷な環境のまま放置していた医療行政機関にこそ責任があると認識しております。

また、司法が勤務医の過酷な労働条件に目を向けることなく、医学的根拠にも基づかず、結果責任だけを犯罪行為として医療に介入することは、地域医療の後退、崩壊に繋がり国民の利益にはならないと考えます。医療行為の結果に対して、互いに不信を募らせる現状の刑事裁判ではなく、真の解決を目指す為に、無過失保障制度の創設、医療事故裁定機関の設置を提案いたします。

県医師会は、各郡市地区医師会と協議し意見を表明すべきであると考えますが、報道された以上の情報を入手していない現段階で意見を統一することには慎重にならざるを得ません。しかしながら、今回の事件は地方の勤務医に科せられた、深刻かつ厳しい医療環境の下で起きたことであり座視することは出来ません。



# エー（A）会員になりました

- 新規開業医紹介- No. 1

おの こども診療所 小野 俊 孝

## 小児科医院を開いて

小児医療に携わり、もっと身近に地域を感じながら仕事を続けたいと考え、2004年10月鶴岡市の桜新町に小児科医院を開きました。鶴岡協立病院に20年以上も勤務した後の、自分では予想もしていなかった開業でした。

「開業してからは、あれと、これと、あっそれでしょう」と計画をするごとに、「それは止めたほうがよい」「頑張ると思っても、そんなに忙しくないから」などと、激励をいただきながらの1年半でした。ご助言やご協力をいただいた多くの皆様に感謝申し上げます。

医院を新設するに当たって、いくつかのこだわりがありました。

・まず、子どもたちがしり込みするような医院然とした建物にはしないこと

・床は柔らかく、履物は使わないこと、椅子は置かないこと

・点滴ベッドはおかず、床にマットを敷いて行うこと

・備品を子どもたちの大きさにあわせること

・中待合は作らないこと

・生き物を置くこと

出来上がったものは、予想を超えた医院らしくないものとなりました。ときに患者さんや家族の方にほめられると嬉しくなりますが、使い勝手の悪いところも多く、反省しきりです。

開業してみると、子どもたちの病気の変化に過敏になります。「後で救急に病院を受診しました、入院になりました」などの話を聞くと、「予想できないこともある」と言い訳しつつももう少し足りない自らの臨床能力を向上させたいと願います。

また、流行性の急性疾患が多いのが小児科の宿



命ですが、それにしても日々の仕事量の予想のつかない変動に困惑しています。診療時間は暇なのに、時間外診療が忙しかったり、緊急？の健康診断書を求められたり。自分の精神を安定させながら、ゆとりをもって、しかし、診療を終わらせて、職員を早く家に帰らせなければ。

開業してからの2度の冬はともに大雪となりました。毎朝の雪片付けと、路上駐車では苦勞しています。これから診療所を開設される先生方には、雪の対策と駐車場の整備はとても大切な要素であると申し上げたいと思います。

同じ科の先生方の助言はもちろんですが、精査・加療をお願いする他の診療科、二次医療機関の先生方の助言や返書をいただくことは、とても楽しみです。臨床診断を訂正したり、時に裏付けていただいたり、新たな知識や、助言をいただける大切なものと感謝致しております。

新前の開業小児科医ではありますが、できるだけ精進したいと考えています。今後ともご指導の程よろしく願いいたします。

# 新荘内病院3年目を迎えるに当たって

## —新病院の建設・現状・展望について— その2

鶴岡市立荘内病院院長

松原 要一

平成15年6月27日に創立90周年を迎えた荘内病院は平成15年下半年期開始の7月1日に新病院へ移転・開院した。前半はその準備に、後半は新病院に慣れるために、多忙な一年であったが、平成16年および平成17年は新病院でのフル稼働となり、予想以上に順調に経過した。新病院の課題や進むべき方向性も見えてきた二年間であった。

平成18年は三年目に入った訳であるが、最近の厳しい医療情勢、特に新医師臨床研修制度や医療費抑制に関わる診療報酬改定などで、病院医療にとっては医師不足と経営悪化という大変難しい時代となった。従って、今後の一、二年は荘内病院が新病院となって市立病院として生き残れるかどうかの極めて重大な時期となる。そこで今回、開院前後を振り返って見ることが、今後の具体的な取り組みに役立つであろうと考えた次第である。

今回は新病院建設計画の経過を中心に述べたので、今回は開院までの経過と新病院の概要と特徴を述べる。

### 1. 開院前の約4年間の経過

平成11年4月からの約一年間で新病院の方向性と具体的な実施設計がまとまった。さらに開院までの約3年間は準備期間として、職員の意識改革と、病院の運営・経営の見直し、新荘内病院が名実共に地域のシンボルとなるための設備・システムの整備方針決定に有意義であった。当院が今後新病院で地域の基幹病院として何を為すべきかを表1にまとめた。要は地域医療（情報ネットワーク）の中核病院となることである。

その第一歩が院内の部門IT (Information Technology)化とそのネットワークを構築する

事、すなわちオーダーリングを含むいわゆる電子カルテを中心とした統合医療情報システム(S - H I S : Shonai - Hospital healthcare integrated Information System)の導入決定であった。そしてその実現に向かって全職員が協力して進むことができた。この間で特記すべき事は、建設準備室を中心とした事務能力の高さで、医療を良くするのも悪くするのも事務部門次第であることを学んだ。良い医療は基本的には診療部門と看護部門の能力に拠ることは言うまでもないが、その能力が発揮できるかどうかは、事務能力すなわち運営・経営力次第なのである。

### 表1 地域の基幹病院は何を為すべきか

1. 機能・役割分担の内・外周知  
急性期医療（高度・良質）、救急医療、災害医療が中心の急性期病院 ⇒ チーム医療！（リハビリ・栄養が鍵）
2. 地域医療情報ネットワークの核となる（中核病院）  
地域医療連携 ⇒ 地域医療支援病院  
医療情報の共有 ⇒ IT化、統合医療情報システム
3. 医師会活動、保健・福祉活動
4. 教育・研修・研究  
臨床研修病院、病院機能評価
5. 健全経営（運営の継続性）

鶴岡市立荘内病院

### 2. 平成14年度の診療概要

新病院のための病院改革が進み、職員の意識・士気が高まった開院前年の診療概要を表2に示す。前回示した平成10年度の診療概要とそれほど大きな差でないが、全ての項目で改善が見られた。以前より経常収支の黒字幅が増え、4年間で内部留保額（運転資金に相当）は7.64億円（平成10年度）から約18億円増えて25.4億円になった。新病院では数年間は実質的な赤字が続くと予想されていたので、このように財政的に耐えられる体力がついたのは当院だけでなく鶴岡市にとっても幸先の良いスタート

であった。

表 2 平成14年度診療概要

一般病床 521 床 (10 病棟)、17 診療科  
職員数 651 人 (医師数 63 人、看護師数 378 人、他) [定数 555 人]  
委託職員 37 人

入院患者数 17.7 万人 / 365 日 (484 人 / 日)  
稼働率 92.9 %、平均在院日数 18 日、入院診療単価 34,977 円  
外来患者数 28.7 万人 / 247 日 (1,162 人 / 日、救急外来患者数含む)  
紹介率 17 % (28 %)、外来診療単価 8,228 円  
救急外来患者数 20,877 人 / 24 時間・365 日  
救急車搬入数 3,292 人、救急入院患者数 4,204 人  
医業収益 87.90 億円、経常損益 + 1.39 億円  
内部留保額 25.40 億円  
(H.15 年度: 医収 84.89、経損 -9.26、実残 -7.74、内留 17.66)

静岡市立庄内病院

### 3. 新病院の概要

急性期医療と災害医療を含む救急医療を使命とする病院として、病院組織を新たにしました。すなわち、診療部（内科系部門、外科系部門、中央部門）、看護部、事務部を運営の 3 本柱とし、加えて地域医療部と教育・研修・研究部を独立・充実させた。これは、職員を働きやすくし、かつ院内の医療連携（チーム医療推進）および院外の病病・病診連携を進めることが当院の医療水準向上に欠かすことができないものと考えたからである。

新病院は市の中心街にあり、十分な駐車場（3 階建て自走式立体駐車場を含め 890 台分）と災害拠点病院として最新の免震構造、10 階屋上のヘリポート（総重量 6 t までのヘリコプター用飛行場外離着陸場）と備蓄倉庫、3 日間のライフライン（水・電気・ガス等）の確保などが整備された。病床数は一般 487 床（10 単位：新生児治療センターの NICU 3・GCU 4 と循環器科入院棟の CCU 2 を含む）、集中治療センター 23 床（ICU 6、HCU 9・夜間救急ベッド 8）、人間ドック 10 床の計 520 床で、24 診療科である。他に手術センター（9 室）、放射線画像センター、内視鏡センター、血液浄化療法センター（透析ベッド 40 床）、リハビリテーションセンター、救急センター、物流管理センターを整備した。

総事業費（表 3）は予算より低額で済み、さ

らに市立病院では普通ではほとんど期待できない高額な国・県の補助金（情報システムと災害拠点病院の整備費）を獲得した。その結果、起債額を予定よりかなり圧縮することができたのは幸いであった。

表 3 新庄内病院総事業費決算 248.8 億円  
(予算 260 億円)

[ 支出 ]		[ 収入 ]	
工事費他	187.2 (本体167.7)	起債	228.1
用地	22.0	国・県補助	6.8
機器備品	24.8	建設基金	11.0
移転	1.5	その他	2.9
S-HIS 開発	5.5		
その他	7.8		

静岡市立庄内病院

### 4. 新病院の特徴

新病院の大きな特徴は、前述した災害拠点病院としての免震構造と屋上ヘリポート、救急センターおよび各部門の IT 化とネットワークシステムからなる統合医療情報システム（S-HIS）が整備されたことである。

当院の救急センターは 24 時間・365 日稼働し、外来ではあるが入院棟同様 1 看護単位 3 交代制の看護師 23 名と医事課職員（受付と医事会計）を配置し、他で類を見ない効率的な運営を可能にした。

医療情報システムに関しては、当初は医事会計のためのオーダリングシステムの単独導入（外来・入院別紙カルテ、カルテ保管庫、カルテ検索装置、院内人手搬送）の計画であった。もしこれが実行されていたら、もともと多忙な当院の場合は、診療および看護上のメリットがほとんどなく、医師にとってはさらに多忙となるだけであろう。結果として新病院は運営も経営も早々と行き詰まり、その後の展望も無く、市立病院としての存在は極めて困難であつたらうと推測される。

一方、いわゆる電子カルテシステムは当時まだ普及しておらず、そのため技術的に未解決な

部分が多く、また導入にも維持にも高額の経費がかかり、さらに医師の負担がどのくらいなのか分からないなど、大変難しい選択であった。しかし、当院には次の機会はないと考え、一期に整備することにした。結果として成功した訳で、時期も運も良かったと思っている。導入経費は総額約 15 億円と高額でオーダーリング単独導入予算より約 5 億円多くなったが、国の IT 予算がついて補助金が貰え、最終的には 2.61 億円がリースとなった。簡単に言えば、S-HIS はこのリース代を余計に払うことで整備されたと言っても過言ではない。

S-HIS の開発は難しい大事業であったが、各部門を IT することは、個々の仕事が誰の責任なのかを明確にすることが必要で、病院全体の徹底した業務の見直しをせざるを得なかった。その結果として新病院では各部門の業務の改善や業務の外部委託、例えば医事・滅菌・物流業務などが飛躍的に進むという予想していなかった大きなメリットを生むことになった。(以下次回に続く)

表 4 情報システム関係整備費 14.9 億円

[ 支出 ]		[ 収入 ]	
1. 統合医療情報システム	11.0	1. 自主財源	1.23
ソフト(開発費、ライセンス)	(5.7)	2. 起債	8.86
ハード(サーバー、端末他)	(5.3)	3. 補助金(H 13)	0.90
2. 画像管理システム (PACS,RIS)	1.8	4. 補助金(H 15)	1.30
3. LAN設備	2.1	5. リース	2.61
[ 当初案:オーダーリング 5.0、カルテ検索装置 2.5、カルテは人手搬送 ]			



# マイペット&マイホビー

- 第32回 -

斎藤清子

私は37年間病理医の仕事と主婦業の2足のわらじをはいておりましたので、趣味らしい趣味もなく過ごして参りましたが、時折スキー大好き人間の主人について、スキーを楽しんでおります。ある時、家族で妙高へ春スキーに出かけた折、快晴に恵まれ、主人が3人の子供達を連れてゲレンデへ出た後、「何で私だけ宿にいいのかしら？」と思い、レンタルスキーを借りて、外へ出てみました。主人に教わりながら、何とかボーゲンで滑りおられるようになり、青空のもと、「なんという爽快さ！」と思い、すっかりスキーの虜になってしまいました。すでに40歳を過ぎておりましたが、それからは雪が降るのが待ち遠しいほどになりました。鈴木伸男先生や病理検査室の皆さんとスキーに出かけたことが、楽しい思い出となっております。海外ではニュージーランド、カナダ、スイスでスキーを楽しみましたが、どちらでも日本人のインストラクターがいて、スキー場を案内してもらいました。ニュージーランドでお世話になった人は、日本の冬にはアメリカで教えているとのことでした。カナダでお世話になっ



写真 1



写真 2

た方は、夏にはトレッキング・ガイドをやり、すでに結婚して、子供さんもおり、カナダに定住しているようでした。このような生き方もあるんだなあと感じました。

ニュージーランドのスキー場は木が殆どなく、山じゅうがゲレンデというところが多く、ガイドさんに「スピード感覚がわかり難いので、スピードの出しすぎに注意して下さい。」と云われました。またニュージーランドではタスマン氷河も滑りました(写真1)。もちろんガイドさんつきで、初心者コースでしたが、見渡すかぎりの雪原にいるのは、私達のグループだけで(ズーツと遠くには他のグループがいたのでしょうが)、昔といえば、違いなだれの音のみという、なんとも不思議な世界でした。

またニュージーランドのマウント・クックスキー場では、セスナ機に乗って上がり、10kmのコースを漸く滑りおり、またセスナ機で上がり、雪上でお昼を食べました。その時ガイドさんがあわてて、「早く食べて

下さい！」と云いました。訳がわからず、急いで出発し、また10kmコースをやっとの思いで滑りおりましたが、最後の頃には吹雪となりました。あとでわかったことですが、お昼を食べていた時に、山の頂上に筋雲が出ており、ガイドさんが気候の急変を予知していたようでした。

オーロラが見たくて、3月末にカナダへ行った時には、パンフの近くのサンシャインとレーク・ルイズで、スキーも楽しみました(写真2)。オプションでプロのカメラマンにビデオを撮ってもらいましたが、山頂近くまでリフトで上がり、お天気も良く、素晴らしい眺望でした。気温は-13度で、カメラマンはカメラを毛皮で包み、いきなり「さあ撮りますから、滑って下さい。」と云いました。どんなゲレンデかもわからず、なんとか滑りおりましたが、カメラマンは、私達の後ろから、横から、前から撮り、前から撮る時は、後ろ向きに滑り、自由自在に滑るので、びっくりしました。これも良い記念となりました。

以上はかなり昔のお話で、最近ではゲレンデに立つと「今日も女性では私が最高齢かしら？」と思うようになりましたが、晴れた日の雪景色を見るのが楽しみで、もう少しスキーを楽しみたいと考えております。

私は学生時代からクラシック音楽と絵画の展覧会が好きで、機会がある度に鑑賞しておりましたが、ある時マリア幼稚園で、山形の杉崎紀世彦、文子御夫妻のボタニカルアート(植物画)の展示会を見て、「美しいなあ！」と、とても感銘を受けたことがありました。退職してから間もなく、左眼の網膜剥離を患いましたが、その後落ち着き、余暇も出来ましたので、NHKの教室で藤野まさ子先生に師事して、憧れのボタニカルアートを習い始めました。中学時代以降は殆んど、絵など描いたこともなかったのですが、描き始めると、とても面白く、最近ハマっております。

ボタニカルアートは16世紀にヨーロッパで始まったようですが、1. 実物大に描くこと 2. 科学的(植物

学的)に描くこと 3. 鑑賞に耐えうるものが三要素とされております。白いバックに鉛筆でスケッチをして、透明水彩絵の具で描きます。なかなか思いどおりには描けませんが、たしかに実物そっくりに描くと美しく見えるようで、改めて自然の素晴らしさに感嘆しております。これからも眼と手が不自由にならない限り絵を描いていきたいと思っております。





# 私のお勧めの店 その6

横山 靖

羽黒に美味しい『肉うどん屋』がある。なぜ『うどん屋』と書かないか？

それは、肉うどんしかないからである。メニューにあるのは、肉うどんの大、中、小だけ、実に潔いものである。まさに直球一本勝負である。

そして、この渾身の一球の肉うどんがうまいのである。お店の名前は『笹川食堂』、普通の大衆食堂のようだが、お昼時になると駐車場にはたくさん車が止まっているので、車で走っていてもすぐわかる。このお店、かつて藤島にあったおいしいうどん屋の流れを汲む。先日、石橋学先生にお会いした時にこのことを伺ってみた。以下は石橋先生に教えていただいたことである。

藤島にかつて『上鉢』というお店があり、肉うどんだけを出しとてもおいしいと評判だった。しかしある日、お店をたたんでしまった。けれどその娘さんが、羽黒に再び肉うどんのお店を出したのだそうである。それが『笹川食堂』だそうだ。『笹川食堂』のことは石橋先生もご存知で、食べにいらっしゃるそうだ。よく煮込こまれ、味の滲みだ豚肉がおいしいとおっしゃっていた。さすが石橋先生、そのとおりである。このやや甘辛く煮込んだ豚肉が実に美味なのだ。載っている具は他にはネギと味の滲みだ揚げ皮（庄内的な言い方）である。しかも、うどんは高級なものではなく普通の玉うどんである。ツユがまた絶妙にうまい。ダシの効いた醤油ベースであるが、いわゆる蕎麦屋の味ではない。微妙に動物系の旨みを感じる。

先に煮込んだ豚肉のことを書いたが、その煮汁を混ぜてあるのではないかとも思う。讃岐うどんを例に出すまでもなく、うどんはやはり気取らぬ調理が合うものだ。そこが蕎麦とは違う。お昼時になると駐車場はいっぱい、と書いたが店内は広く、座敷には15人ほど座れる、驚くほど立派な一枚板の長いテーブルが3つ並んでいるし、しか

もメニューは肉うどんだから回転も速く、混んでいてもどこかには座れるのであきらめずお店に入ったほうがいい。

場所は羽黒街道の赤川の橋を過ぎ、ブルボンのところからだ約5kmほど、羽黒第二小学校を過ぎ、小さな橋をわたって200メートルほど行った右手である。

余談になるが、みなさんは日本の3大うどんをご存知だろうか？秋田の稲庭、群馬の水沢、高松の讃岐のうどんのことをいうそうだ。しかし鶴岡には麦きりという、とてもおいしいうどんがある。僕などは麦きりは、これら三大うどんに決して劣るものではなく、全国的にも知られていい逸品だと思っている。いずれ麦きりのことは書くとして、今回はより庶民的な玉うどんのおいしさを再認識してもらいたいと思う。

## 笹川 食堂

住 所 鶴岡市羽黒町野荒街道上7-2

T E L 0235- 62- 2295



肉 う ど ん

## 表 紙

「春が来た。」

真 島 吉 也

昨年の花見時鶴岡公園から内川沿いにカメラと三脚を担いで、これはと思われるところを撮影し歩きました。

今年の冬は雪が多く、春のくるのが待ち遠しかっただけに、この頃の陽気が気になります。今年は、もう少し足をのばしても傑作をものにしたいなと夢見ております。

～ 新 編 集 長 あ い さ つ ～

中 村 秀 幸

6年間編集委員をさせていただいておりました。今回、二代目名編集長、伊藤末志先生の後任として中目会長より指名を受けました。伊藤先生、8年間ご苦勞様でした。この広報誌の原点、すなわち、「形にとらわれない自由な広報誌」「みんなの意見の広場としての広報誌」に帰り、引き続き会員皆様のほっとひと息の交流の場としての役割を担っていければと思います。伊藤先生も就任時に指摘されておりましたが、勤務医にとり医師会はまだまだ遠い存在です。開業医と勤務医の連携強化が今ほど叫ばれている時代はありません。私も含め開業して初めて連携の大切さを認識したかたも多いのではないのでしょうか。慢性的な医師不足のなかでの超多忙な生活、紹介や救急を受ける立場の病院では、いろいろと連携の障害が見えているはず。その垣根を少しでも低くしたい、そのためには各科ごとお互いをよく知り合うこと。Net4Uに係わり最近実感しているのですが、もっぱら最近ではITが社会や組織を牽引している印象ですが、実はITは顔の見える人と人との交流が最優先であったことを浮き彫りにしましたね。あくまでもツールでありそれ以上のものではありません。今後とも医師会会員の皆様、編集委員、事務方の皆様のお力をお借りして、この広報誌メディカストルを「tsurumed」メーリングリストとともに、情報交換、意見交換の大きな柱として育てていく所存です。どうぞよろしくお願い致します。

発 行 所：社団法人鶴岡地区医師会 山形県鶴岡市馬場町 1- 34

TEL 0235- 22- 0136 FAX 0235- 25- 0772 E-mail tsurumed@mwnet.or.jp

URL <http://www.mwnet.or.jp/~tsurumed/>

印 刷 所：富士印刷株式会社 鶴岡市美咲町 27- 1 TEL 22- 0936(代)